

事務連絡

令和4年3月18日

保育所等設置者・施設長 様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部保育対策課長

幼児教育担当課長

まん延防止等重点措置解除に伴う保育所等における登園自粛要請の終了について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症防止のために、児童や職員の健康管理、消毒等の感染予防対策を講じていただき、ありがとうございます。

さて、登園自粛要請につきましては、まん延防止等重点措置の終了に伴い、3月21日（月）に終了し、3月22日（火）以降につきましては、引き続き感染防止を図りながら通常通りの受入れを再開することとしますので、保護者への周知をお願いいたします。

なお、今後、状況が変化した場合につきましては、再度、登園自粛要請をお願いするなど、対応を変更させていただく場合もありますので、その際は御協力ください。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業

川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園

1 保育体制について

3月22日以降につきましては、引き続き感染防止を図りながら、通常通りの受け入れの再開をお願いいたします。

2 保育料等について

登園自粛要請の終了に伴い、登園しなかった日数に応じた保育料及び給食費等（主食・副食費、補食費等）の減額については3月21日で終了し、3月22日以降は通常通りの取扱いとなります。

ただし、次の期間は引き続き保育料につきましては、減額対象となります。

- （1）市の要請に基づき臨時休園した期間（ただし、園の自主的な休園の場合は、保育料の減免対象とはなりません。）
- （2）陽性となった児童の登園停止になった日から、保健所に指示された登園可能日の前日までの期間（濃厚接触者に特定された後に陽性になった場合は、濃厚接触者と特定され、登園停止になった日から減額対象期間になります。）
- （3）濃厚接触者と特定された児童の保健所から指示された健康観察期間（濃厚接触者として特定され登園停止になった日から登園可能日の前日までの期間）

(4) 在園児の同居家族が PCR 検査等を受ける場合、検査結果で陰性が確認されるまで当該児童の登園を停止した期間

※ 川崎認定保育園と地域保育園の保育料については、上記取扱いとは異なるため、別途、御案内いたします。

3 保育所等における感染拡大防止への対応について

「新しい生活様式に配慮した保育事例集」等を参考に、引き続き感染拡大防止対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定子ども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

(保育料の徴収・還付に関すること)

※給食費等に関することについては、上記の各施設所管課へお問い合わせください。

川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727